

近畿地方整備局	配布	平成21年10月28日
	日時	14時
資料配布		

件名	建設業法に基づく監督処分(営業停止処分)を受けたことによる指名停止措置について (株)SANPOU
----	--

概要	近畿地方整備局は、(株)SANPOUが大阪府知事から建設業法に基づく監督処分(営業停止処分)を受けたことについて、平成21年10月28日、指名停止の措置を行った。
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-1141 総務部契約課長 中村 学 (内線 2511) 総務部契約課長補佐 赤穂 好宏 (内線 2512) 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 078-391-7576 総務部経理調達課長 齋木 良之 (内線 6310) 総務部経理調達課長補佐 仲田 孝二 (内線 6313)
------	---

平成21年10月28日

近畿地方整備局

(株)SANPOUに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

(株)SANPOUは、大阪府発注の工事において、建設業法第24条の7の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳を作成した。また、同法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と、下請契約を締結した。

このことが、同法第28条第1項第2号及び第6号に該当するとして、平成21年9月24日、大阪府知事から監督処分(営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

この行為は、建設業法違反行為であり、本件事業者に対し、以下の措置を行うものである。

指名停止業者 : (株)SANPOU
大阪府大阪市西淀川区大野1-4-13
代表取締役 嶋本 美喜

3. 指名停止の期間

(株)SANPOUが大阪府知事から建設業法に基づく監督処分(営業停止処分)を受けたことは、指名停止措置要領別表2-13に該当するものであり、総合的に判断して下記のとおり指名停止措置を行う。

指名停止機関 : 近畿地方整備局 他地整における指名停止措置はありません。
指名停止期間 : 平成21年10月28日から平成21年12月27日まで(2ヵ月)

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表2-13

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。